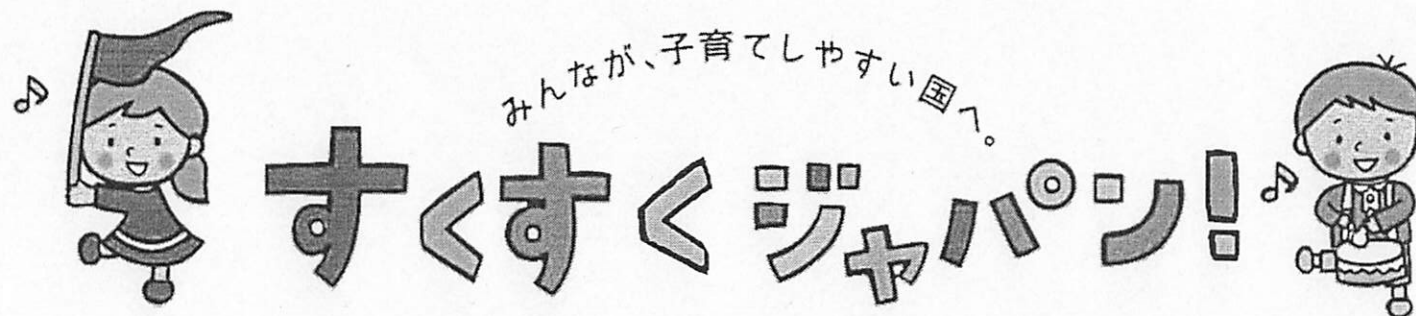




子ども・子育て支援新制度について

平成26年5月

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)</u> (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
<u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども)</u> (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
<u>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども)</u> (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

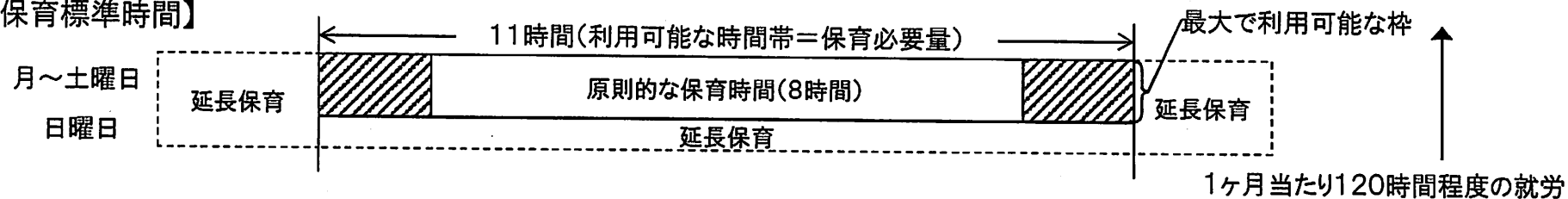
保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

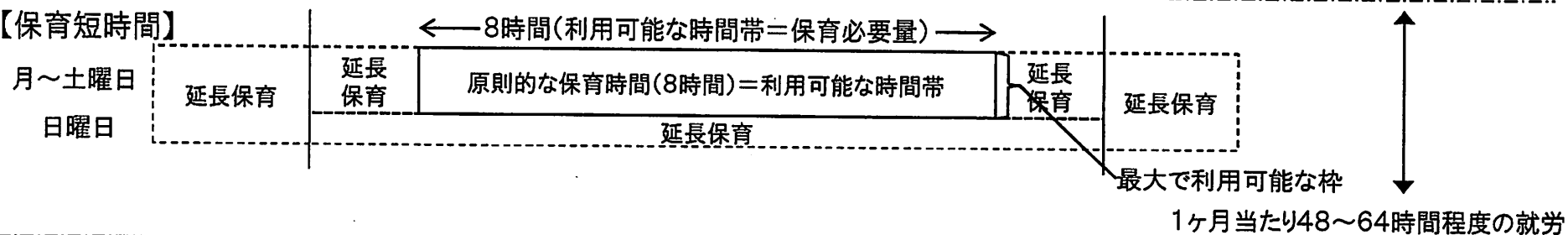
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

利用者負担について

平成26年5月26日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税 世帯（所得税非 課税世帯）	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

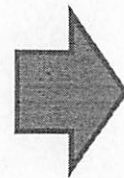
※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民 税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民 税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税 世帯（所得税非 課税世帯）	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

公定価格の仮単価について

平成26年5月26日

1. 子ども・子育て支援新制度の施行について

- 子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法の附則において、「消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する」とされている。
- 子ども・子育てをめぐっては、教育・保育の質の維持・向上や深刻な待機児童問題をはじめ、様々な課題を抱えており、その解決が急務であることから、新制度のできるだけ早い施行が望まれている。
- このため、政府としては、これまで子ども・子育て支援法の想定する最も早い施行日である平成27年4月の施行を想定して、地方自治体や事業者等の関係者とともに、準備を進めてきた。
- 今般、公定価格の仮単価の提示や、各自治体において基準の条例案の上程を開始する6月議会を迎えるに当たり、関係者に安心して施行準備を進めていただくため、予定どおり27年4月に施行する方針の下、取り組むこととした。
- なお、消費税率10%への引上げの取扱いについては、最終的には経済状況等を総合的に勘案して適切に判断することとしており、この方針に変わりはない。

2. 公定価格の仮単価の位置付けについて

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。
しかしながら、1. のとおり、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たず、できる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の仮単価を提示するものである。
- その上で、この公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した（資料1－2）。
- 一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。（この場合、平成27・28年度の公定価格は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の水準と、今般お示しする仮単価の水準の間の水準となることが想定される。）
- また、新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。
0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実が図られることとなる。
- 今般、公定価格の仮単価をお示しすることにより、地方自治体、事業者等の関係者に新制度の準備を更に進めていただくこととし、今後準備を進めていく過程でいただく御意見等については、平成27年度予算の編成過程においてそれらを踏まえて調整を図り、平成27年度の公定価格を確定させていくこととしたい。

3. 公定価格の仮単価

(1) 公定価格の仮単価

今般提示する公定価格の仮単価は、「資料1-2 公定価格仮単価表」であり、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載したものである。

(2) 施設・事業に適用される仮単価の例示

この仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した(次頁~13頁)。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

[施設・事業ごとの公定価格仮単価の例示に係る前提条件]

- ・地域区分 : その他の地域(人件費の地域差を反映した加算がない地域)
- ・定員区分 : 施設型給付については幼稚園・保育所・認定こども園の平均的な規模に該当する定員区分(下枠参照)

【定員区分】

- ・幼稚園 : 「151人~180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・保育所 : 「81人~90人」(保育所の平均的な規模)
- ・認定こども園 : 教育標準時間認定(1号)部分は「106~120人」、保育認定(2号・3号)部分は「51人~60人」
(施設全体を180人程度(認定こども園の平均的な規模)とした上で、利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

地域型保育給付については各事業の平均的(中間的)な規模又は一般的に想定される規模に該当する定員区分(下枠参照)

【定員区分】

- ・家庭的保育・居宅訪問型保育 : 定員区分なし
- ・小規模保育 : 「6人~12人」(6~19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・事業所内保育 : 「6人~12人」(6~19人の中間的な規模:12人が該当)

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から13頁に示したものは上記の前提による例示である。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）																		
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (%)	処遇改善等加算 〔注1〕		副園長・ 教頭設置 加算	処遇改善 等加算	3歳児配 置改善加 算	処遇改善等加算	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 無し)	処遇改善等 加算	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 有り)	処遇改善等 加算									
①	②	③	④	⑤	〔注1〕		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭									
その他 地域	151人から 180人まで	1号	4歳以上児	25,070	(31,280)	+	230	(290) × 加算率	+	550	+	5	+	6,210	(60 × 加算率)	+	43,500	+	430 × 加算率	+	37,290	+	370 × 加算率
			3歳児	31,280		+	290	× 加算率						6,210	60 × 加算率	+							

加算部分1（続き）						調整部分	
チーム 保育加配 加算 (注2) ⑩	処遇改善等 加算 ⑪	通園送迎 加算 ⑫	給食実施加算 ⑬	給食実施加算 ⑭	外部監査費加算 ⑮	年齢別配置基準 を下回る場合 ⑯	定員を恒常的に超 過する場合 ⑰
2,070 + 20 × 加算率	500 + 5 × 加算率	190 × 週当たり 実施日数	1 × 週当たり 実施日数 × 加算率	3,110 ※3月分の単価に加算	(2,070 + 20 × 加算率) × 人数	(⑮~⑰) × 91/100	

加算部分2

主幹教諭等専任加算	⑮	基本額 (108,530 + 処遇改善等加算 1,080 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
子育て支援活動費加算	⑯	基本額 (4,050 + 処遇改善等加算 40 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	⑰	A (基本額 36,570 + 処遇改善等加算 360 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数 B (基本額 24,380 + 処遇改善等加算 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
冷暖房費加算	⑱	1 級 地 1,650 4 級 地 1,150 2 級 地 1,480 その他地域 110 3 級 地 1,460	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1 級地から4 級地以外の地域
学校関係者評価加算	㉑	59,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉒	5,950	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉓	146,850 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉔	150,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉕	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉖	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受費加算	㉗	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（注2）チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上4人を上限として加算）

（※）質の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）を含む。

【保育所（保育認定（2号・3号））[90人]】

赤字：質改善事項

基本部分（※1）										加算部分1（続く）									
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算				所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算 ⑨	3歳児配置改善加算					
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定				⑦ (注)	⑦ (注)	⑩ (注)	⑪ (注)		
				基本分単価 ⑤	(注) ⑥	基本分単価 ⑤	(注) ⑥	基本分単価 ⑤	(注) ⑥	基本分単価 ⑤	(注) ⑥								
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,730	(42,890)	32,000	(38,160)	+	290	(350) × 加算率	250	(310) × 加算率	4,780	40 × 加算率	+	(6,160)	(60 × 加算率)		
			3歳児	42,890	(89,230)	38,160	(84,500)	+	350	(780) × 加算率	310	(740) × 加算率			+	6,160	60 × 加算率		
		3号	1、2歳児	89,230	(150,820)	84,500	(146,090)	+	780	(1,390) × 加算率	740	(1,350) × 加算率			+				
			乳児	150,820		146,090		+	1,390	× 加算率	1,350	× 加算率			+				

加算部分1（続き）						調整部分		
休日保育加算		夜間保育加算		減価償却費加算		分園の場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500		休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率		A 地域 2,300 B 地域 2,200 C 地域 2,100 D 地域 2,000 ※標準地域単価		(⑥+⑦+⑧) × 10/100	(⑥+⑦+⑨+⑩) × 9/100	(⑥~⑮) × 91/100
+ 各月初日の利用子ども数		+ 10,980 (9,340) + 40 × 加算率		+ 9,340				

主任保育士兼任加算（※2）	①	基本額 (248,150 +	処遇改善等加算 2,480×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	②	A (49,870 +	処遇改善等加算 490×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B (33,250 +	処遇改善等加算 330×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	③	基本額 (46,100 +	処遇改善等加算 460×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	④	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,480	そ の 他 地 域 110	
		3 級 地 1,460		
除雪費加算	⑤	5,950		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
障灰除去費加算	⑥	146,850÷3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	⑦	400時間以上 800時間未満	458,000÷3 月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3 月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満	760,000÷3 月初日の利用子ども数	
		1200時間以上	1,065,000÷3 月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算	⑧	150,000（限度額）÷3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	⑨	96,840÷3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	⑩	120,000÷3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	⑪	150,000÷3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（※1）質の改善事項における研修代替要員費（非常勤年2日分）を含む。

（※2）質の改善事項における子育て支援活動費を含む。

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔120人〕】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）											
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (※1)	処遇改善等加算 (注1)		副園長・ 教頭設置 加算	処遇改善 等加算	学級編制 調整加配 加算	処遇改善 等加算	3歳児配置 改善加算	処遇改善等加算	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 無し)	処遇改善等 加算	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 有り)	処遇改善等 加算
①	②	③	④	⑤	〔注1〕		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪	
その他 地域	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	22,020	200	(260) × 加算率	830	8 × 加算率	3,100	30 × 加算率	(注2) (6,210)	(60 × 加算率)	43,500	430 × 加算率	37,290	370 × 加算率
			3歳児	28,230	260	× 加算率					6,210	60 × 加算率				

加算部分1（続き）						調整部分				
チーム 保育加算 加算 (注2)		処遇改善等 加算	通園送迎 加算	処遇改善等 加算	給食実施加算	外部監査費加算	主幹教諭等の専任 化により子育て支 援の取組みを実施 していない場合	年齢別配置基準 を下回る場合	職員配置基準上 求められる職員 資格を有しない 場合	定員を恒常的に 超過する場合
⑪		⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	⑱
3,100 + 30 × 加算率		650 + 6 × 加算率	230 × 週当たり 実施日数 + 2 × 週当たり 実施日数 × 加算率		認定こども園全体 の利用定員 151人～180人 3,110 ※3月分の単価に 加算		(930 + 9 × 加算率)	(3,100 + 30 × 加算率) × 人数	(2,110 + 20 × 加算率) × 人数	(⑤～⑰) × 94/100

療育支援加算(※2)	A	基本額 18,280 + 処遇改善等加算 180 × 加算率 ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 12,190 + 処遇改善等加算 120 × 加算率 ÷ 各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	㉑	基本額 (78,020 + 処遇改善等加算 780 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	㉒	1 級 地 1,650 4 級 地 1,150 2 級 地 1,480 その他地域 110 3 級 地 1,480	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に 掲げる地域 その他地域：1 級地から4 級地以外の地域
学校関係者評価加算(※2)	㉓	29,710 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉔	5,950	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
障灰除去費加算(※2)	㉕	73,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(※2)	㉖	75,000 (限度額) ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(※2)	㉗	48,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受取加算(※2)	㉘	75,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)

(※1) 質の改善事項における業務負担への対応(非常勤週2日分)、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む

(※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑯外部監査費加算については、認定こども園全体(1号～3号)の利用定員の規模に応じた費用)は1号と2・3号で等分して計上

赤字：質改善事項

[illegible]

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑨外部監査加算については、認定こども園全体(1号～3号)の利用定員の規模に応じた費用)を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)
(※) 質の改善事項における研修代授業料(非常勤年2日分)及び子育て支援活動費を含む。